

福岡市職員共済組合貸付規程実施細目

改正 昭和 46. 3. 3, 昭和 47. 3. 13, 昭和 48. 3. 16, 昭和 49. 3. 15, 昭和 50. 3. 28, 昭和 51. 3. 19, 昭和 51. 5. 28, 昭和 52. 3. 7, 昭和 53. 3. 13, 昭和 54. 3. 26, 昭和 55. 3. 5, 昭和 56. 3. 9, 昭和 57. 3. 4, 昭和 58. 3. 16, 昭和 59. 2. 21, 昭和 60. 2. 9, 昭和 61. 3. 15, 昭和 62. 3. 23, 昭和 63. 3. 30, 平成元. 3. 31, 平成 2. 3. 28, 平成 2. 5. 30, 平成 3. 5. 31, 平成 4. 4. 1, 平成 5. 4. 1, 平成 7. 4. 1, 平成 7. 9. 1, 平成 9. 4. 1, 平成 10. 3. 31, 平成 13. 2. 28, 平成 13. 5. 11, 平成 15. 2. 28, 平成 17. 3. 31, 平成 17. 12. 20, 平成 18. 1. 27, 平成 19. 3. 30, 平成 19. 8. 3, 平成 20. 3. 31, 平成 21. 12. 1, 平成 22. 3. 18, 平成 26. 10. 1, 平成 27. 3. 30, 平成 27. 9. 29, 平成 29. 4. 1, 平成 29. 6. 2, 平成 29. 12. 18, 令和 2. 10. 29, 令和 3. 3. 25, 令和 4. 9. 30, 令和 5. 3. 31

（目的）

第 1 条 この細目は、福岡市職員共済組合貸付規程（昭和 38 年福職共達第 2 号。以下「規程」という。）第 16 条の規定に基づき、貸付事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（昭和 46. 3. 3・昭和 57. 3. 4・一部改正）

（貸付の制限）

第 2 条 住宅貸付及び普通貸付については、同一事由による貸付を現に受けている者への貸付は行わない。ただし、住宅貸付について理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 修学貸付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる件数の範囲内で貸付を行う。

（1）大学若しくは学校教育法（昭和 23 年 法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業者」という。）を入学対象者とする学校に修学している場合
2 件

（2）高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校若しくは第 1 号に掲げる学校以外の学校に修学している場合
1 件

（平成 15. 2. 28 追加，平成 27. 3. 30 一部改正）

（外国の教育機関）

第 3 条 規程第 2 条第 4 項第 1 号に規定する理事長が定める要件に該当する外国の教育機関は、次のとおりとするものとする。

（1）当該教育機関発行による入学又は在学証明書その他理事長が必要と認める書類により貸付の対象となる組合員又はその被扶養者の入学又は在学が証明できる教育機関。

（2）当該教育機関の修業期間が 3 月以上であり、授業時数が年間 680 時間（修業期間が一年未満の場合はその修業期間に応じて減じた授業時数）以上であること。

（平成 9. 4. 1・追加，H15. 2. 28 旧第 3 条の 2 繰上，平成 19. 3. 30・平成 21. 12. 1 一部改正）

（借受人の資格）

第 4 条 規程第 3 条第 2 項に規定する理事長が不適格と認めた者は、次のとおりとするものとする

貸付規程（福岡市職員共済組合）

る。

- (1) 給料その他の諸給与金の差押えが消滅した後、3年を経していない者
- (2) 当該申込分を含む貸付金（高額医療貸付及び出産貸付にかかる貸付金を除く。以下同じ。）の毎月償還額（期末手当等（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）からの償還額を除く。以下この条において同じ。）並びに福岡市職員厚生会貸付金及び金融機関等からの本人名義の借入金の毎月返済合計額（以下次号において「月例償還額」という。）が、貸付の申込み時における給料（規程第4条第1項第1号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者（以下「部分休業減額者」という。）にあつては、減額後の給料とする。）の100分の30に相当する額を超える者
- (3) 当該申込分を含む貸付金の月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が、給料に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超える者
- (4) 給料の全部の支給が停止されている者又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている者
- (5) 破産手続開始申立者及びその手続き中の者並びに再生手続開始申立者及びその手続き中の者
- (6) 破産手続開始決定及び再生手続開始決定後、3年を経っていない者
- (7) 住宅貸付保険及び一般貸付保険に規定された保険事故の対象となったことがある者
- (8) 貸付規程に違反し、理事長が不適格であると認めた者
- (9) その他、理事長が不適格であると認めた者

2 規程第3条第1項に規定するこれに相当するものとして理事長が認める者は、定年により退職後、継続して雇用された者及び地方公務員法第22条の4第1項により任用された職員、福岡市職員共済組合嘱託員就業規則に基づき雇用された嘱託員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により採用された職員又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条の規定に基づき期間を定めて雇用された職員のうち、雇用期間が1年以内の者とする。（平成17.3.31追加，平成21.12.1・平成22.3.18・平成26.10.1・令和4.9.30・令和5.3.31一部改正）

（貸付金の限度額）

第5条 貸付事由ごとの貸付金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 自動車購入資金 200万円
- (2) 敷金資金 30万円

(3) 入学貸付 次のイ又はロの区分に応じ、当該イ又はロに掲げる金額

イ 大学若しくは高等学校卒業生等を入学対象とする学校に入学する場合 200 万円

ロ 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校若しくはイに掲げる学校以外の学校に入学する場合 100 万円

（昭和 46. 3. 3・昭和 47. 3. 13・昭和 48. 3. 16・昭和 49. 3. 15・昭和 50. 3. 28・昭和 52. 3. 7・昭和 53. 3. 13・昭和 54. 3. 26・昭和 55. 3. 5・昭和 56. 3. 9・昭和 57. 3. 4・昭和 58. 3. 16・昭和 59. 2. 21・昭和 61. 3. 15・昭和 62. 3. 23・平成 2. 5. 30・平成 3. 5. 31・平成 5. 4. 1・平成 7. 4. 1・平成 9. 4. 1・平成 15. 2. 28・一部改正，平成 17. 3. 31 旧第 4 条繰下，平成 27. 3. 30 一部改正）

（貸付金の限度額の算定の基礎となる給料）

第 6 条 規程第 4 条第 1 項第 1 号イに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 1 項に規定する教育長を含む。以下同じ。）である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合は、当該給料の月額に 1.25 を乗じて得た金額
- (2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合は、当該給料の月額
- (3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（前号に掲げる場合を除く。）は、当該支給される給与の月額

2 規程第 4 条第 1 項第 1 号ハに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 賃金又は手当の額のうち給料に相当する分の額が、その算定上明らかである者は次に定める金額
 - ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該給料に相当する分の月額に 1.25 を乗じて得た金額
 - イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該給料に相当する分の日額に 1.25 を乗じて得た金額の 22 倍に相当する金額
 - ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、当該給料に相当する分の 1 時間当たりの額に 1.25 を乗じて得た金額に 1 週間当たりの勤務時間の 52 倍に相当する時間数を乗じた額を 12 で除して得た金額
- (2) 前号に掲げる者以外の者は次に定める金額
 - ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該月額
 - イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該日額の 22 倍に相当する金額

貸付規程（福岡市職員共済組合）

ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額

3 規程第4条第1項第1号二に掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

(1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員は、次に定める金額

ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第1項の規定により算定された金額に相当する金額

イ 当該法人の職員については、規程第4条第1項第1号二に規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

（平成27.9.29追加）

（貸付申込）

第7条 規程第6条に規定する貸付申込書は、様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の6とし、申立書兼同意書は、様式第20号、借入金明細申告書は、様式第21号、経費の内訳書は様式第22号とする。

2 住宅貸付を受けようとする者は、貸付申込書を提出する前に貸付予約申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

3 貸付予約申込書は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として貸付希望月の3月前までに提出しなければならない。

(1) 公社、公団分譲住宅の購入のとき。

(2) 住宅及び敷地の購入で緊急を要するとき。

(3) その他理事長が認めるとき。

4 借入金明細申告書は他の金融機関等（臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しくは互助会等をいう。以下同じ。）からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類（住宅ローン申込書（写）、融資決定通知書（写）、償還表（写）等）を添えて提出しなければならない。

（平成15.2.28追加，平成17.3.31旧第5条繰下，平成20.3.31・平成26.10.1一部改正，平成27.9.29一部改正・旧第6条繰下，平成29.4.1・令和4.9.30一部改正）

（貸付決定通知）

第8条 規程第8条に規定する貸付決定通知は様式第4号及び第4号の2とする。

（平成3.5.31旧第8条繰上，平成15.2.28旧第7条繰上，平成17.3.31旧第6条繰下・一部改正，平成22.3.18削除，平成27.9.29旧第7条繰下，令和4.9.30追加）

貸付規程（福岡市職員共済組合）

（住宅貸付の対象面積）

第9条 貸付金の対象とする面積は、建物 240 平方メートル（併用に係る部分は除外する。）土地 330 平方メートルを限度として算定する。

（昭和 47. 3. 13・昭和 62. 3. 23・昭和 63. 3. 30・平成 元. 4. 1 一部改正、平成 3. 5. 31 旧第9条繰上、平成 15. 2. 28 旧第8条繰上、平成 17. 3. 31 旧第7条繰下、平成 27. 9. 29 旧第8条繰下）

（借用証書）

第10条 規程第8条第2項に規定する借用証書は様式第5号とする。

2 規程第8条第2項第1号及び第2号に規定する工事届は、様式第7号とする。

3 規程第8条第2項第6号に規定する貸付金の受領に関する指定銀行振込依頼書は、様式第8号とする。

（平成 15. 2. 28 追加、平成 17. 3. 31 旧第8条繰下、平成 27. 9. 29 旧第9条繰下、平成 29. 12. 18・令和 4. 9. 30 一部改正）

（貸付金の交付日）

第11条 貸付金の交付日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

（1）住宅貸付及び災害貸付 申込日の属する月の翌月 25 日又は 30 日

（2）自動車購入資金 申込日が 1 日から 10 日までの場合は申込日の属する月の 20 日、申込日が 11 日から 20 日までの場合は申込日の属する月の 30 日、申込日が 21 日から 31 日までの場合は申込日の属する月の翌月 10 日

（3）敷金資金及び入学貸付 申込日の属する週の翌週金曜日

（4）修学貸付 申込日の属する週の翌週金曜日、ただし、4月の理事長が定める日までに申込みがあったものについては理事長が別に定める日

2 前項の規定にかかわらず、規程第15条に基づく他の共済組合から貸付を受けている者への貸付金の交付日は、毎月 20 日とする。

3 前2項に規定する貸付日が、金融機関の休業日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までにあたるときは、その直前の金融機関の営業日を貸付日とする。

（平成 15. 2. 28 追加、平成 17. 3. 31 旧第9条繰下・一部改正、平成 26. 10. 1 一部改正、平成 27. 9. 29 旧第10条繰下）

（報告義務）

第12条 規程第10条第1項に規定する完了届は様式第9号とする。

2 規程第10条第2項に規定する遅延届は様式第10号とする。

3 規程第10条第3項目に規定する計画変更届は様式第11号とする。

4 規程第10条第5項に規定する自動車購入資金完了届は様式第12号とする。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

（平成 15. 2. 28 追加, 平成 17. 3. 31 旧第 11 条繰下, 平成 27. 3. 30 削除, 平成 27. 9. 29 旧第 11 条繰下, 令和 4. 9. 30 追加）

（現地調査）

第 13 条 貸付金の決定、貸付金の交付及び完了確認等にあたっては、必要に応じ現地調査を行う。

（平成 3. 5. 13 旧第 10 条繰上, 平成 15. 2. 28 旧第 9 条繰下, 平成 17. 3. 31 旧第 11 条繰下, 平成 27. 9. 29 旧第 12 条繰下）

（理事の会議における審査）

第 14 条 貸付決定、債務保証、現地調査及び返済並びに規程違反等に関する処理について必要ある場合には、理事の会議において審査するものとする。

（平成 3. 5. 31・旧第 12 条繰上, 平成 4. 4. 1・旧第 11 条繰上, 平成 15. 2. 28 旧第 10 条繰下, 平成 17. 3. 31 旧第 12 条繰下, 平成 27. 9. 29 旧第 13 条繰下）

（書類提出義務）

第 15 条 現に受けている貸付と同一事由による住宅貸付を受けた者が、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- （1）既存物件を買い替えた場合 既存物件の所有権移転後の登記簿謄本
- （2）既存物件を解体して新築した場合 既存物件の解体を証明する書類
- （3）理事長がその他の書類の提出を必要と認める場合 当該必要とされる書類

2 前項各号に定める書類は次の各号に定める期限までに提出しなければならない。

- （1）前項第 1 号に規定する書類 借受の日の翌日から起算して 1 年後
- （2）前項第 2 号に規定する書類 借受の日の翌日から起算して 1 ヶ月後
- （3）前項第 3 号に規定する書類 理事長が定める日

（昭和 58. 3. 16・追加, 昭和 62. 3. 23・一部改正, 平成 3. 5. 31 旧第 13 条繰上, 平成 4. 4. 1・旧第 12 条繰上, 平成 15. 2. 28 旧第 11 条繰下・一部改正, 平成 17. 3. 31 旧第 13 条繰下, 平成 27. 9. 29 旧第 14 条繰下）

（育児休業又は介護休暇に係る償還猶予）

第 16 条 規程第 11 条第 5 項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとするものとする。

- （1）償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還するものとする。
- （2）償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還するものとする。

2 償還を猶予した期間に係る規程第 11 条第 2 項に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末

貸付規程（福岡市職員共済組合）

・勤勉手当」という。)分の未償還額の償還について、償還を猶予した期間の終了した月の翌月以後の当該償還を猶予した期末・勤勉手当の支給月に対応する月に償還するものとする。ただし、償還を猶予した期間中の期末・勤勉手当の支給が1回のみの場合は、償還の猶予が終了した月の翌月以後最初に到来する期末・勤勉手当の支給月に償還するものとする。

3 規程第11条第5項に規定する育児休業に相当するものとして理事長が認めるものは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業とする。

4 規程第11条第5項に規定する介護休暇について、これに相当するものとして理事長が認めるものは、育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業とする。

5 規程第11条第5項に規定する猶予の申出は、様式第13号又は第14号にて行い、理事長がこれを承認する時は様式第13号の2又は第14号の2にて通知を行う。

（平成4.4.1・追加，平成7.4.1・一部改正，平成15.2.28旧第12条繰下，平成17.3.31旧第14条繰下，平成20.3.31・平成22.3.18一部改正，平成27.9.29旧第15条繰下，平成29.6.2・令和9.30一部改正）

（一括・繰上償還）

第17条 規程第11条第6項に規定する償還の申出は様式第15号又は第16号にて行い、理事長がこれを承認する時は様式第15号の2又は第16号の2にて通知を行う。

（令和4.9.30追加）

（償還期間の定め）

第18条 規程第11条第8項に規定するこれに相当するものとして理事長が認める者は、地方公務員法第22条の4第1項により任用された職員及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条の規定に基づき期間を定めて雇用された組合員（雇用期間が1年以内の者を除く）とする。この場合において、規程第11条第9項中「任期付職員採用法第6条各項に規定する任期」は、それぞれ「地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期」「労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条に規定する契約期間等」と読み替えるものとする。

（令和4.9.30追加，令和5.3.31一部改正）

（即時償還）

第19条 規程第12条第3項に規定する即時償還通知は様式第17号とする。

（令和4.9.30追加）

附 則

この細目は、昭和38年10月1日から実施する。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

附 則

この細目は、昭和 39 年 4 月 1 日から実施する。ただし、改正前の前日までに申込を受けたものについては、従前の例による。

附 則

この細目は、昭和 40 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この細目は、昭和 40 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細目は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細目は、昭和 41 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この細目は、昭和 42 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この細目は、昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 規程第 7 条の改正に伴い、既借受者の連帯保証人については、借受人及び連帯保証人の申し出により解除することができる。

附 則

この細目は、昭和 45 年 4 月 1 日から実施する。ただし、昭和 45 年 6 月までの貸付に係る分については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 3 月 3 日）

この細目は、昭和 46 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 47 年 3 月 13 日）

この細目は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 48 年 3 月 16 日）

この細目は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 49 年 3 月 15 日）

この細目は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 50 年 3 月 28 日）

この細目は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 51 年 3 月 9 日）

この細目は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 51 年 5 月 28 日）

この細目は、昭和 51 年 6 月 1 日から実施する。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

附 則（昭和 52 年 3 月 7 日）

この細目は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 53 年 3 月 13 日）

- 1 この細目は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この細目により改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 2 号及び別記様式第 4 号の規定により作成された貸付申込書及び貸付決定通知書の用紙は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則（昭和 54 年 3 月 26 日）

この細目は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 55 年 3 月 5 日）

この細目は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 3 条本文中において修業年数の中途から貸付を受ける者については、昭和 54 年 3 月 5 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 3 月 9 日）

- 1 この細目は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この細目により改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 2 号の 3 及び別記様式第 2 号の 4、別記様式第 6 号及び別記様式第 6 号の 2 の用紙は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則（昭和 57 年 3 月 4 日）

この細目は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 58 年 3 月 16 日）

この細目は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 59 年 2 月 21 日）

この細目は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日）

この細目は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 62 年 3 月 23 日）

- 1 この細目は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この細目により改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 2 号の 2 及び別記様式第 2 号の 4 の用紙は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則（昭和 63 年 3 月 30 日）

この細目は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成元年 3 月 31 日）

- 1 この細目は、平成元年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式の用紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

附 則（平成 2 年 3 月 28 日）

この細目は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 2 年 5 月 30 日）

この細目は、平成 2 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 3 年 5 月 31 日）

（適用期日）

1 この細目は、平成 3 年 6 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この細目により改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 2 号、別記様式第 2 号の 4、別記第 4 号の 3 及び別記様式第 4 号の 4 の用紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

この細目は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この細目は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 7 年 9 月 1 日）

この細目は、平成 7 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この細目は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日）

この細目は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 28 日）

この細目は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 11 日）

この細目は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 28 日）

（適用期日）

1 この細目は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式の用紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日）

この細目は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 20 号の 1 の用紙は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 5 月 31 日までに使用し、別記

貸付規程（福岡市職員共済組合）

様式第 20 号の 2 の用紙は平成 17 年 6 月 1 日から使用する。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日）

この細目は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 27 日）

この細目は、平成 18 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日）

この細目は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 3 日）

この細目は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日）

この細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式第 20 号の 4 の用紙は平成 20 年 5 月 1 日から使用する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日）

（適用期日）

- 1 この細目は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、様式第 21 号の 2 の用紙は、平成 22 年 6 月 1 日から使用する。

（経過措置）

- 2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式の用紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日）

（適用期日）

- 1 この細目は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式の用紙（様式第 21 号を除く）は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができることとする。

附 則（平成 26 年 10 月 1 日）

この細目は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

附 則（平成 27 年 3 月 30 日）

この細目は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日）

この細目は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日）

この細目は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 2 日）

この細目は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日）

この細目は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 29 日）

（適用期日）

1 この細目は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式用の紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができることとする。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日）

（適用期日）

1 この細目は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式用の紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができることとする。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日）

（適用期日）

1 この細目は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この細目による改正前の福岡市職員共済組合貸付規程実施細目別記様式用の紙は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができることとする。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

附 則（令和5年3月31日）

この細目は、令和5年4月1日から施行する。

貸付規程（福岡市職員共済組合）

様式

様式第1号	貸付予約申込書
様式第2号	普通貸付申込書（自動車購入資金）
様式第2号の2	普通貸付申込書（敷金資金）
様式第2号の3	住宅貸付申込書
様式第2号の4	特別貸付申込書（入学）
様式第2号の5	特別貸付申込書（修学）
様式第2号の6	災害貸付申込書
様式第3号	削除
様式第4号	貸付決定通知書
様式第4号の2	貸付決定通知書（所属長通知用）
様式第4号の3	削除
様式第4号の4	削除
様式第5号	借用証書
様式第6号	削除
様式第6号の2	削除
様式第7号	工事届
様式第8号	貸付金の受領に関する指定銀行振込依頼書
様式第9号	完了届
様式第10号	遅延届
様式第11号	計画変更届
様式第12号	自動車購入資金完了届
様式第13号	育児休業に関する償還猶予申出書
様式第13号の2	育児休業に関する償還猶予承認書
様式第14号	介護休業に関する償還猶予申出書
様式第14号の2	介護休業に関する償還猶予承認書
様式第15号	一括償還申出書
様式第15号の2	一括償還承認書
様式第16号	繰上償還申出書
様式第16号の2	繰上償還承認書
様式第17号	即時償還通知書
様式第18号	削除
様式第19号	削除
様式第20号	申立書兼同意書
様式第20号の1	削除
様式第20号の2	削除

貸付規程（福岡市職員共済組合）

様式第 20 号の 3	削除
様式第 20 号の 4	削除
様式第 21 号	借入金明細申告書
様式第 21 号の 2	削除
様式第 22 号	経費の内訳書